令和05年度　第2回　高尾警察署協議会　議事概要			
開催日時	令和05年10月17日　午後03時30分～ 午後04時30分		
開催場所	高尾警察署　講堂	出席者	協議会委員　9名 署長ほか　3名

内　容

会議に先立ち、交通課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

1　交通機動隊について
（1）視察・見学
ア　第八方面交通機動隊の慣熟走行
イ　各種車両の展示
（2）説明・解説
ア　交通機動隊の歴史
イ　交通機動隊の概要
ウ　交通警察について
2　交通事故分析結果について
（1）人身事故発生件数
コロナ禍で減少したが、行動制限緩和とともに増加に転じた。
（2）時間帯別・状態別・事故発生状況
朝、夕の時間帯に多発、自転車が関与する事故が多い。
（3）事故類計型別事故発生状況
単独、追突、出会頭の順に多い。
（4）交通事故発生地点
甲州街道、高尾・陣馬・北野街道を中心に分布している。
（5）高齢者や子供の関与する事故発生状況
行動制限緩和とともに増加傾向が続く。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
第４四半期に向けた諸対策
（1）幹線道路事故抑止対策
ア　事故多発交差点における警察官の増強配置
イ　警察車両による赤色灯点灯走行
ウ　追突防止抑止ボラードの設置
エ　注意喚起横断幕の設置
オ　交通安全情報チラシの新聞折り込み
（2）高齢者の関与する事故防止対策
ア　ビラ配布の協力依頼
イ　高齢者に対する講話
ウ　レシートへの注意喚起印刷依頼
エ　大型商業施設でのビラ配布及び反射材貼付活動
（3）子供の関与する事故抑止対策
ア　通学路環境総点検
イ　各種交通安全教育
（ア）出前型の交通安全教室
（イ）校内放送を活用した呼び掛け
（ウ）自転車教室、横断歩道横断訓練
（エ）スケアードストレイト（自転車交通事故再現）
ウ　交通安全ソング「てててとまって」
2　警察署協議会からの意見要望等
（1）赤灯点灯走行の継続
赤灯の点灯走行は視覚的にも有効だと思われるので継続してほしい。
（2）「てて止まって」の発信
ア　歌に合わせた振り付けによって交通安全意識向上を図る良い施策なので、子供たちに広く周知してほしい。
イ　小学校低学年を主なターゲットとして、ＱＲコードを利用したＳＮＳでの発信等により、子供自身が警察官の振り付け動画をまねて踊るようになれば、更に交

通安全意識が向上する。

[その他の意見要望等]

東浅川交差点は、歩行者や車両の滞留が認められるところ、信号サイクルの変更等、改善に向けた取組について教えてほしい。

その他	

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 5 年 度　　第 1 回　　高尾警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 5 年 0 7 月 0 4 日　　午 後 0 3 時 0 0 分 ～ 午 後 0 4 時 0 0 分		
開催場所	高尾警察署　講堂	出席者	協議会委員　　8 名 署長ほか　　3 名
内　容			

会議に先立ち、会長、副会長を互選した。
また、交通課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

1　警視庁警察学校について
協議会委員が警察学校初任科の卒業式を参観したことから以下について説明した。
（1）警察学校の歴史
（2）警察職員育成の概要
（3）学校卒業後の配置

2　警察協議会
委嘱後初めての会議であることから以下について説明した。
（1）警察署協議会制度の発足
ア　制度発足の経緯
全国で重大な警察不祥事が連続発生したのを契機に、平成１３年６月、全国の警察署に警察署協議会が設置された。
イ　警察改革の根幹
警察のあるべき姿について、有識者による議論が重ねられた結果、警察改革の大きな柱として、警察と住民間で共通の問題意識を持ち、警察が住民の声に基づいて行動するような仕組みの確立が指向された。
（2）警察署協議会の役割
ア　署長の諮問機関
警察署の業務について、警察署長の諮問に応じるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関
イ　警察署と地域住民の架け橋
警察と住民等との連携・協働を実現する重要な役割を担う。
ウ　積極的、建設的な意見
民意を反映させた警察業務を推進するために積極的な意見等をお願いしたい。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
駐車取締り活動ガイドラインについて
（1）ガイドラインの設定
令和５年上半期に警察署へ寄せられた
・　駐車の苦情
・　住民の意見
・　１１０番通報
等のデータに基づき、ガイドラインを設定している。
（2）駐車監視員の活動
ガイドラインに沿って、駐車車両の取締りを行っている。
（3）管内の指定地区及び重点地域路線
重点的に取締りを行う地区、路線を指定している。
以上について説明し、更なる効果的な取組のあり方について意見を求めた。
2　警察署協議会からの意見要望等
（1）めじろ台駅周辺は路上駐車が多いが、長時間の放置駐車は減っていると実感している。
（2）短時間の駐車で取締りを受ける車両がある一方で、長時間駐車していても取り締まられない車両もあるように感じる。
駐車時間の長短にかかわらず積極的に取締りを実施し、今後も交通環境の改善に努めてほしい。

[その他の意見要望等]

なし	
その他	

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和04年度　第4回　高尾警察署協議会　議事概要			
開催日時	令和05年03月03日　午後03時00分～ 午後04時00分		
開催場所	高尾警察署　講堂	出席者	協議会委員　8名 署長ほか　3名

内　容

会議に先立ち、警務課長代理（留置担当）の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

なし

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容

（1）留置業務について
逮捕された犯人が「被留置者」として留置施設に留置される法的根拠について説明するとともに、留置業務についての重要性について説明した。

（2）被留置者の留置施設内の1日（日課時限）について
施設での被留置者の1日（日課時限）の重要性について説明するとともに、施設内での被留置者の過ごし方について説明した。

（3）高尾警察署留置施設の運営状況について
施設内の設備等について説明した。

（4）不適切事案について
過去に他府県で発生した逃走事案等の概要を説明し、高尾警察署で行っている逃走防止対策について説明した。

（5）自殺事案対策について
過去に留置施設内で発生した自殺事案の概要を説明し、被留置者の「兆し」を見落とさぬよう基本を厳守し、業務を行っている旨を説明した。

2　警察署協議会からの意見要望等
署長からの説明で留置業務の重要性について理解ができた。引き続き治安維持と事故防止に取り組んでいただきたい。

[その他の意見要望等]

なし

その他	

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和04年度　第3回　高尾警察署協議会　議事概要			
開催日時	令和04年12月22日　午後03時00分～ 午後04時00分		
開催場所	高尾警察署　講堂	出席者	協議会委員　8名 署長ほか　3名

内　容

会議に先立ち、刑事組織犯罪対策課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

前回会議において出された意見要望の取組結果について

1　地域住民に向けた災害に関する教養訓練（自助の意思付け）をしてほしい。
「いちょう祭り」等の各イベントや各地区で実施された「総合防災訓練」において、簡易救助セットの工具説明、ランタンや簡易トイレの作り方等を説明しながら自助の意識付けと災害への関心を高める広報啓発活動を行った旨を説明した。

2　簡易救助工具セットの配置の拡大を行ってほしい。
管内の交番、駐在所に簡易救助工具セットを配置するとともに、各工具の使用方法について警備課員が教養を実施し、災害発生時に迅速な救出救助活動を行えるように引き続き訓練を行う旨を説明した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容

（1）鑑識資料について
鑑識資料とは、犯罪に関連する場所や物、犯罪に関連する人等から採取した犯罪に関連する資料で、犯人と犯罪を立証する上で重要な証拠であることを説明した。

（2）鑑識資料の代表的なものについて
代表的な鑑識資料である「指紋」の歴史、特徴紋様の種類を説明し、指紋が個人識別が可能な鑑識資料であることを説明した。

（3）犯人の特定「紋割れ」までの流れについて
犯行現場等で採取した指紋から犯人特定までの流れを説明した。

（4）足跡が鑑識資料になる理由について
履物底である足跡が鑑識資料になる理由と、当署で取り扱った足跡から犯人に結びついた事例を説明した。

（5）資料採取の際の基本装備について
鑑識資料のひとつである「ＤＮＡ型鑑定資料」の特徴を説明し、採取する際に基本装備を装着する理由や、「ＤＮＡ型鑑定資料」鑑定の結果に基づいて取り扱った事例を説明した。

（6）鑑識資料である似顔絵（捜査）について
似顔絵（捜査）の歴史・特徴・作成されている理由を説明し、当署にも似顔絵捜査員がいるため、作成した似顔絵を確認してもらうことで捜査に関する情報提供を依頼した事例を説明した。

2　警察署協議会からの意見要望等
署長からの説明で鑑識資料の重要性について理解ができた。引き続き治安維持に取り組んでいただきたい。

[その他の意見要望等]

なし

その他	

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 4 年 度　　第 2 回　　高尾警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 4 年 1 0 月 0 6 日　　午 後 0 0 時 0 0 分 ～ 午 後 0 1 時 3 0 分		
開催場所	高尾警察署　会議室	出席者	協議会委員　　8 名 署長ほか　　3 名

内　容

会議に先立ち、警備課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

前回会議において出された意見要望の取組結果について

1　未成年者が行方不明になった場合は、早めの行方不明者届の受理をしてほしい。
　早期に届出を受理する体制を構築するほか、捜索方法として管内の教育機関と連携し、学校等で構築された一斉配信メールを使用して情報提供を募るための協力体制を構築し、実際に情報発信を行った旨を説明した。

2　高齢者が行方不明になった場合は、早期に発見する必要があるので、市役所が使用する防災行政無線等を活用できるよう連携を図ってもらいたい。
　防災行政無線の使用は警察から市への要請ではなく行方不明者の親族等から市への要請により放送が可能である旨を説明し、警察が親族等から届出を受理した際には、親族等に対して市へ防災行政無線の使用を要請するように積極的に働き掛けて行くことを説明した。

3　警視庁のデジポリスを活用するなどして、地域住民に対して早期に情報提供を図ってほしい。
　行方不明者情報は、デジポリス上では「防犯情報」に分類され行方不明者の失踪の経緯等から生命・身体への危険性や地域住民に広く情報を提供し情報を収集する必要性を検討してからでないと発信できない旨を説明し、今後早期に判断して可能な限り発信していく旨を説明した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
　業務に関する意見聴取前に、震災を想定した救出救助訓練の視察を行った。

（1）資器材について
　救出救助訓練で使用した、簡易救助工具セットの中身について特徴と使用方法を説明した。

（2）車両からの救出救助方法について
　救出救助の手順、事故防止の留意点について説明した。

（3）要救助者への対応と代替品ついて
　車両のドアや窓を工具で破壊後に要救助者を車両から救助する際、要救助者の容体によっては、担架や首のコルセットがない場合に毛布や警杖を使用して簡易の代替品として使用できることを説明した。

（4）電気自動車又はハイブリッド自動車からの救出救助上の注意点について
　電気自動車やハイブリッド自動車はガソリン車と違い高電圧システムを使用しているため感電や火災の危険性があり、まずは不用意に車体に素手等では触れず、エンジンの完全停止後１０分間は可能な限り救出救助作業に入らないよう、自動車の車種による違いと救出救助上の注意点等について説明した。

2　警察署協議会からの意見要望等

（1）地域住民に向けた災害に関する教養訓練（自助の意識付け）をしてほしい。

（2）簡易救助工具セットの配置の拡大を行ってほしい。

[その他の意見要望等]

なし

その他	

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 4 年 度　　第 1 回　　高尾警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 4 年 0 7 月 0 7 日　　午 後 0 3 時 0 0 分 ～ 午 後 0 5 時 0 0 分		
開催場所	高尾警察署　　講堂	出席者	協議会委員　　8 名 署長ほか　　4 名

内　容

会議に先立ち、副会長を互選した。また、交通課長、生活安全課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

前回会議におけて出された意見要望の取組結果について

1　「通学路の危険箇所の点検を強化してほしい。」との要望については、令和５年中までに点検を行う管内公立小学校２０校中、現在まで１４校を点検し、そこで発見した危険箇所を改善例を指し示して説明した。

2　「交通安全教室を頻繁に開催してほしい。」との要望については、本年６月３０日までの１年間に「幼児・小学生・中学生に対する交通安全教室」ほか「トラック・二輪車・自転車ストップ作戦」、「企業に対する交通安全講習」、「シートベルト装着キャンペーン」等を１６０回実施し、延べ１５，６５５人に対して安全教育を行ったことを説明し、今後も引き続き実施することを説明した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容

（1）駐車取締り活動ガイドラインについて

「長房団地、ＪＲ高尾駅南口周辺、京王線狭間駅周辺、京王線めじろ台駅周辺、ＪＲ西八王子駅南口周辺」の５地区と「多摩御陵線、甲州街道、町田街道、めじろ台グリーンヒル通り、並木通り、万葉けやき通り、椚田遺跡公園通り」の７路線を重点地域路線に設定して取締りを実施する旨を説明し、更なる取組のあり方について意見を求めた。

（2）行方不明者の定義について

行方不明者とは、国家公安員会規則である「行方不明者発見活動に関する規則」に規定され、警察官は同規則を根拠に取り扱っていることを説明した。

（3）特異行方不明者について

特異行方不明者とは、行方不明者のうち、行方不明になった状況から、生命・身体に危険が生じているおそれ等があり、早急に発見・保護する必要がある者で、６つの形態があることを説明した。

（4）高尾署における行方不明者届の受理状況について

過去５年間の年齢別、男女別の受理件数、そのうち特異行方不明者の取扱い件数について説明した。

（5）行方不明者捜索について

行方不明者届を受理した後の、本部への速報、「行方不明者検索専門チーム」の支援、寮員の招集、行方不明者の携帯電話の位置探査、警察犬の要請など具体的な捜索手法について説明した。

（6）具体的留意点等について

当署で取り扱った事例を示し、具体的に留意点等を説明した。

2　警察署協議会からの意見要望等

（1）未成年者が行方不明になった場合は、早めの行方不明者届の受理をしてほしい。

（2）高齢者が行方不明になった場合は、早期に発見する必要があるので、市役所が使用する防災無線等を活用できるよう連携を図ってもらいたい。

（3）警視庁のデジポリスを活用するなどして、地域住民に対して、早期に情報提供を図ってほしい。

[その他の意見要望等]

なし

その他	

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 3 年 度　　第 4 回　　高尾警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 4 年 0 3 月 1 5 日　　午 後0 3時0 0分 ～ 午 後0 4時0 0分		
開催場所	高尾警察署　講堂	出席者	協議会委員　　9 名 署長ほか　　3 名
内　容			

会議に先立ち、交通課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

前回会議において出された意見要望の取組結果について

1　「高尾山に来る登山者に対し、更なる遭難防止に関する啓蒙活動を強化してほしい。」との要望については、昨年の啓蒙活動実施状況を説明、今後の啓蒙活動計画について説明した。

2　「山岳救助隊員の安全対策を強化してほしい。」との要望については、３月１日に災害対策課特殊救助隊警備第二課の警備犬、機動隊の山岳レンジャーによる山岳救助隊合同訓練に当署の署員を参加させ、今後の救助活動に活かすための救助要領、救助活動中の隊員に対する二次災害防止をはじめ、実践的な安全対策について習得させた旨を説明した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
子供に対する交通事故防止対策について

（1）管内で発生した交通事故の概要について
管内で発生した交通事故映像の概要を説明し、交通事故の恐ろしさについて説明した。

（2）保育園・幼稚園における交通安全実技教室について
当署署員が保育園・幼稚園に赴き、交通ルール説明、視聴覚教養を実施した後、模擬横断歩道を使用して実技的な教室を行った旨を説明した。

（3）新入学児童の保護者に対する交通安全説明会について
新小学一年生の保護者に対して、子供が一人で登校する際に注意してもらいたい点や通学路についての説明を行った（家庭でも子供と交通ルール等について話してもらうことを目的として）旨を説明した。

（4）学校関係者・市職員・ＰＴＡとの合同通学路点検について
各学校関係者、道路管理者（市役所職員）、ＰＴＡの方々と通学路上の危険箇所の確認を行っている旨を説明した。

（5）令和３年中における当署の交通違反取締り状況について
令和３年中の当署の交通取締りから歩行者保護に関連する取締り件数を説明し、今後も重大事故に直結する悪質性・危険性の高い歩行者妨害等の取締りを推進する旨を説明した。

（6）小学１年生に対する公道での歩行通行訓練について
通学路にある横断歩道を使用し、小学１年生に通学路上の危険箇所、車の交通量、信号サイクル等を体験してもらうことを目的とした交通安全教室を行っている旨を説明した。

（7）小学３年生に対する自転車教室について
自転車での横断方法、交差点での一時停止、駐車車両があった場合の措置要領など、様々な場面を想定した教室を行っている旨を説明した。

（8）中学生に対するスケアード・ストレイト方式による交通安全教室について
受講者の面前でスタントマンが交通事故を再現し、交通事故の衝撃や怖さを実感（受講者自身に交通ルールの必要性について考えてもらうことを目的として）できる教室を行っている旨を説明した。

2　警察署協議会からの意見要望等

（１）通学路の危険箇所の点検を強化してほしい。

（２）交通安全教室を頻繁に開催してほしい。

[その他の意見要望等]

なし

その他	

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和03年度　第3回　高尾警察署協議会　議事概要			
開催日時	令和04年02月16日　午後03時00分～ 午後04時00分		
開催場所	高尾警察署　講堂	出席者	協議会委員　7名 署長ほか　3名

内　容

会議に先立ち、警備課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

令和３年度第２回会議において出された意見要望の取組結果について

１　「検挙による警察業務の強化」との要望については、前回の協議会以降の取扱件数と令和２年を比較すると、薬物事案取扱件数及び検挙件数が増加した旨を説明した。

２　「薬物防止対策の強化」との要望については、管内のショッピングモール等において開催される催しの際に、当署の広報ブースを設置し、薬物乱用防止キャンペーンを実施したほか、当庁立川少年センターと連携し、管内の都立高等学校において薬物乱用防止教養などの啓発活動を実施した旨を説明した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

１　署長から協議会への説明内容
高尾警察署山岳救助隊の活動状況について

（１）テレビ取材について
令和２年７月、密着取材されテレビ放映された旨及び活動内容等について

（２）部隊の編制等について
発足の歴史、部隊員数の内訳、山岳救助車の種類と性能について

（３）出動件数について
令和元年から令和３年までの登山者数が増加したことに伴って、出動件数も年々増加傾向にある

（４）遭難件数について
令和元年から令和３年までの間に発生した遭難件数を月別に示すとともに、遭難発生場所、年代別遭難人数、負傷の程度、遭難発生原因について説明した。

（５）訓練について
資器材を使用した訓練や高尾山等での実践的な訓練等の状況について

以上について説明した上、今後の取組について意見を求めた。

２　警察署協議会からの意見要望等
署長からの説明のとおり取り組んでいただき、高尾山に来られる登山者に対し、更なる遭難事故防止に関する啓蒙活動の強化と、山岳救助隊員の安全対策の強化をしていただきたい。

[その他の意見要望等]

なし

その他	

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。